

山田・東児中学校 再編準備委員会

第2回総務部会 会議次第

日時：令和7年10月3日（金）19:00～

場所：東児公民館1階 大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）「新たな学校名」の選定方法について （資料1、資料2）

（2）校章・校歌について （資料1 他）

3 その他

次回開催予定時期 令和7年11月5日

4 閉 会

※配布資料

- ・ 資料1 第2回総務部会資料
- ・ 資料2 「新たな中学校名（候補）」選定要領（案）

第2回 総務部会

【山田中学校・東児中学校再編準備委員会】

2025年10月3日

玉野市教育委員会



第1回会議の内容

●新たな学校名の選定方法

- ・公募により選定する
- ・応募資格：再編に関連する地域住民、再編に関連する小中学校の児童生徒・保護者・教職員
- ・応募条件：現在の学校名は使用しない
- ・応募期間：1ヶ月（9／3～10／3）
- ・選定方法：第1次選定 総務部会の中で投票、候補を選定
第2次選定 再編に関係する学校の児童生徒、保護者、教職員が投票、上位3候補を選定
第3次選定 準備委員会委員が投票し、過半数以上を得た校名を最終候補として選定

※詳細については、第2回で協議

「新たな学校名」の選定方法

第1次選定

応募のあった学校名案の中から、募集要項の応募条件を満たした総務部会各委員が、指定された数の学校名案を選定し、それを集計し、上位5個の学校名案を選定する。



第2次選定

第1次選定で選定された学校名の中から、児童・生徒・その保護者、教職員のそれぞれが、1個の学校名案を選んで投票し、それを集計し、投票の状況により、上位3個程度の学校名案を選定する。



第3次選定

再編準備委員会全体会で、第2次選定で選定された学校名の中から、全委員が1個の学校名案を選んで投票し、最上位の1学校名案を選定する。ただし、最上位の1学校名案が、過半数を得た場合に新たな学校名の候補とし、過半数を得た学校名がない場合は、得票数の上位2個の学校名案を対象に再度投票を行う。

「新たな学校名」の選定

○ 今後のスケジュール(予定)

9月3日～10月3日 : 校名募集

10月6日～10月10日 : 第一次選定

10月15日～10月23日頃まで : 第二次選定

11月5日 : 第三次選定

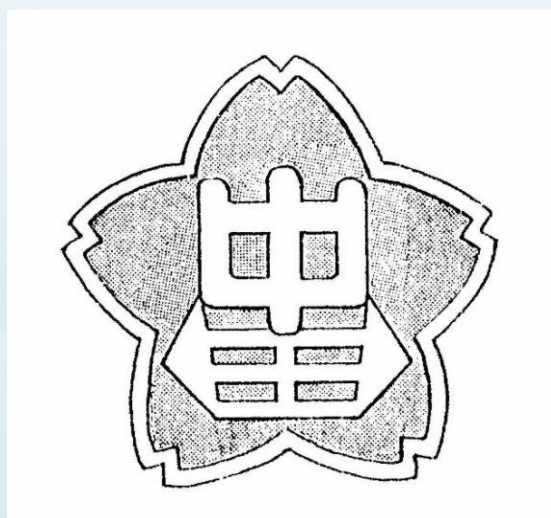
11月上旬 : 教育委員会 最終決定

12月上旬 : 市議会へ条例改正案上程

◎校章・校歌について

新たな学校名が決定することにより、校章・校歌についても、新たに作成する必要があります。
これらの選定方法について、順次協議を進める。

現在の2中学校の校章



山田中学校



東児中学校

《協議》 具体的な協議事項②

校章は、その学校を象徴するための紋章のことをいいます。学校名や教育方針などがモチーフとなり、デザインされるものになります。

◆校章の選定方法

選定方法の例	内 容
公募による選定	校名募集と同様に児童や保護者、地域の方々から公募し、総務部会等で選定する。
児童生徒の案による選定	児童生徒から公募し、総務部会等で選定する。 (教職員や専門家、近隣高校との連携による補正) (高校のデザイン科で補正)【鈴鹿市】
専門家による選定	デザイナー等に依頼。

「新たな中学校名（候補）」の選定要領（案）

1 趣旨

この要領は、山田中学校・東兎中学校の再編に伴う「新たな中学校名」について、既定の募集要項により応募された学校名の中から、学校名（候補）を選定するために必要な事項を定める。

2 基本方針

- （1）校名は、学校の名称としてふさわしいもので、短い表現で親しみやすいもの。
- （2）校名は、現在の玉野市立学校で使用されていないもの。ただし、組み合わせて使用することは可。
- （3）校名は、商標等の権利を侵害しないもの。
- （4）校名は、漢字、ひらがな、カタカナで表記できるもの。（併用可）
- （5）その他、山田中学校・東兎中学校再編準備委員会総務部会（以下「総務部会」という。）で必要と認めた基準を満たす学校名であること。

3 選定方法

選定は、第一次選定、第二次選定、第三次選定により行い、その手順は以下のとおりとする。

（1）第一次選定

- ① 応募された学校名をリストアップし、基本方針に従って整理した学校名を選定対象とする。（校名選定リスト①）
- ② 「校名選定リスト①」の中から、総務部会部会員は、部会長に指定された数の学校名を選んで投票し、集計後、上位5学校名程度を選定する。（校名候補リストA）

（2）第二次選定

- ① 山田中学校、東兎中学校、山田小学校、後閑小学校、胸上小学校（以下、「再編に関係する学校」という。）の児童生徒、保護者、教職員は、「校名候補リストA」の中から、1学校名を選び投票する。
- ② 山田中学校区、東兎中学校区在住（以下、「再編に関係する地域」という。）の地域住民は、別に事務局が示す方法により投票する。
- ③ ①及び②を集計し、上位3学校名程度を選定する。（校名候補リストB）

（3）第三次選定

- ① 山田中学校・東兎中学校再編準備委員会委員は、「校名候補リストB」の中から、1学校名を選んで投票し、集計し過半数を得た学校名を新たな中学校名（候補）とする。
- ② 過半数を得た学校名がない場合は、得票数の上位2学校名を対象に再度投票を行う。

4 その他

この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、総務部会で協議して定めるものとする。

【玉野市校章募集要領まとめ】

自治体名	玉野市
応募資格	どなたでも応募可能（1人につき各校1点までの応募）
応募期限	約2ヶ月
賞品	5万円（最優秀作品のみ）
応募方法	・応募用紙により応募 ・郵送または直接提出 ・応募フォームから応募 ・電子メール ・公民館・市役所に投函
応募要領	・未発表かつ自作（他の著作権に触れない）の新規デザインであり、既存の校章に類似しないデザインであること。 ・デザインに使用する色は、白・黒を除き3色以内。ただし、校章はモノクロで使用する場合がありますため、配色を考慮すること。 ・グラデーション（ぼかし・濃淡）は不可とします。 ・校章の大きさは、10cm×10cm程度とします。
注意事項	・一人当たりの応募点数に制限はありませんが、電子メール1通または応募用紙1枚につき1点の応募とします。 ・手書きの場合、デザイン案は応募用紙の中にある、上下左右を明示した枠内に大きく描いてください。 ・採用作品に関する著作権等の一切の権利は、報酬や対価の支払いを伴わずに玉野市に帰属するものとします。 ・必要事項の記入漏れや内容に不備がある場合は、応募が無効になる場合があります。 ・応募にかかる経費は応募者の負担となります。 ・応募用紙の返却は行いません。また、応募者個別の結果通知、選定に関する問い合わせへの対応はできません。 ・応募者の個人情報、この目的以外で使用しません。 ・応募作品は、応募者の了解を得て、色彩の変更その他の補正・修正をする場合があります。 ・応募作品の著作権などについて、第三者から異議申し立て、苦情などがあった場合は、費用負担なども含め、応募者が対応するものとします。また、採用後でも、作品の類似、盗作又は募集要項違反が認められた場合、採用を取り消すこともあり、違反作品による損害についても、応募者が対応するものとします。

協議事項（校章）

【公募による選定する場合】

《協議》 具体的な協議事項

① 応募対象者の範囲

- ◆ 応募できる対象者を決定する

【事務局(案)】 全国どなたでも応募可能

② 応募要領の内容

- ◆ 応募要領を決定する

(例) デザインに使用する色、作画手法、データ形式など

- ・作品は、応募者の創作によるもので未発表のもの
- ・応募方法(一人一点 など)

③ 応募期間

- ◆ 募集する期間を決定する

【事務局(案)】 2ヶ月間

※ 他市の傾向として、1ヶ月半～2ヶ月半 程度の事例が多い

④ 採用者への賞品

- ◆ 最優秀作品(採用作品)を設定

※ 他市の傾向として、現金(商品券)5万円の事例が多い

※ 最終候補者への賞金創設のあり(2万円程度)

⑤ 候補の絞り込み

第1次選定

応募のあった校章(案)の中から、募集要項の応募条件を満たしたものから、総務部会各委員が、各自3個を選定し、集計後、上位5個の校章(案)を選定する。



第2次選定

第1次選定で選定された校章(案)の中から、児童・生徒・その保護者、教職員他のそれぞれが、1個の校章(案)を選んで投票し、集計後、投票の状況により、上位3個程度の校章(案)を選定する。



第3次選定

再編準備委員会全体会で、第2次選定で選定された校章(案)の中から、全委員が1個の校章(案)を選んで投票し、最上位の1校章(案)を選定する。ただし、最上位の1校章(案)が、過半数を得た場合は新たな学校名の候補とし、過半数に満たない校章(案)の場合は、得票数の上位2個の校章(案)を対象に再度投票を行う。

○ 今後のスケジュールの確認

9月下旬 ～ ： 校章の公募及び作成準備

令和8年1月初旬 ～ 2月末 ： 校章の応募期間

～ 4月末 ： 新校章決定

11月 ～ ： 校歌の製作準備

自治体名	旭 市	幸手市	豊 前 市	加 西 市
応募資格	対象地域にお住まいの方	市内にお住まいの方、市内にお勤めの方、市内の学校に通っている方	どなたでも応募可能（1人につき各校1点までの応募）	・加西市内に在住、在勤、在学の方 ・かつて加西市内の小・中学校に在学したことのある方
応募期限	2ヶ月間	約2ヶ月	約1ヶ月半	2ヶ月半
賞品	最優秀作品(採用作品) 1点5万円分の旭市共通商品券	賞品なし	・最優秀作品 1点 現金5万円 ・優秀作品 5点以内 1万円相当の豊前市特産品	5万円（最優秀作品のみ）
応募方法	・応募フォームから応募 ・応募用紙に記入し、担当課に持参または郵送 ・電子メールにて応募	・インターネットから応募（応募フォームから応募） ・郵送・ファックス又は持参	・応募用紙又は任意のA4判用紙から ・郵送、持参 ・応募箱投函 ・電子データで応募	・応募用紙により応募 ・郵送または直接提出 ・応募フォームから応募 ・電子メールによる送信
応募要領	・カラー、単色は問いませんが、カラーの場合は単色で表現してもイメージが損なわれないものとしてください。 ・グラデーション(ぼかし)は使用しないでください。 ・手書き、コンピュータソフト等、作成方法は問いませんが、校章デザインを電子データで提出する場合は、Jpeg、Png、Gifのいずれの形式でデータ容量は4MB以下としてください。	・自作、未発表のもので、他の商標や校章（権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校、東中学校は除く）の模倣でないこと。 ・カラーで作成すること。また、グラデーション、ぼかし、濃淡で表現しないこと。 ・単色で表現したり、縮小したりしても、イメージや安定感が損なわれないこと。	・現在の14校の校章に使用されていないものとします。 ・自作（他の著作権等に抵触しない）かつ未発表のものとしてします。 ・単色、カラーは問いません。ただし、モノクロでの使用や拡大縮小しても使用できるよう考慮してください。 ・グラデーション（ぼかし）は不可とします。	・未発表かつ自作（他の著作権に触れない）の新規デザインであり、既存の校章に類似しないデザインであること。 ・デザインに使用する色は、白・黒を除き3色以内。ただし、校章はモノクロで使用する場合がありますため、配色を考慮すること。 ・グラデーション（ぼかし・濃淡）は不可とします。 ・校章の大きさは、10cm×10cm程度とします。
注意事項	・応募は一人につき1点までとし、自作かつ未発表のもので、他の 著作権に触れないもの、他の商標等の模倣でないものに限ります。 ・採用された校章デザインに関する著作権を始めとする一切の権利は旭市教育委員会に帰属します。 ・応募作品は採用者の了承を得ず、補作・修正等する場合があります。 ・応募作品は返却しません。また、応募者個別に結果を通知しません。 ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。 ・応募に係る個人情報は、この目的以外で使用しません。 ・応募のあった校章デザインの中から、ひかた椿小学校学校再編準備委員会において選定し、教育委員会で決定します。 ・応募作品について第三者の権利侵害その他の問題が生じた場合の責任は、全て応募者が負担するものとし、応募者自身で対処していただきます。その場合、採用を取り消すことがあります。	・一人当たりの応募点数に制限はありませんが、電子メール1通または応募用紙1枚につき1点の応募としてください。 ・手書きの場合、デザイン案は応募用紙の中にある、上下左右を明示した枠内に大きく描いてください。 ・採用作品に関する著作権等の一切の権利は、報酬や対価の支払いを伴わずに幸手市に帰属するものとします。 ・必要事項の記入漏れや内容に不備がある場合は、応募が無効になる場合があります。 ・応募にかかる経費は応募者の負担となります。 ・応募用紙の返却は行いません。また、応募者個別の結果通知、選定に関する問い合わせへの対応はできません。 ・応募者の個人情報は、この目的以外で使用しません。 ・応募作品は、応募者の了解を得て、色彩の変更その他の補正・修正をする場合があります。 ・応募作品について著作権に関する問題などが発生した場合には、必要な対応をお願いすることがあります。 ・採用後でも作品の類似、盗作または募集要項違反が認められた場合、採用を取り消すこともあります。	・応募点数は一人につき各校1点とします。 ・応募者は採用作品の一部補作、修正等を事務局に認めることとします。 応募作品は返却いたしません。 ・選定された校章デザインの著作権等一切の権利は豊前市教育委員会に帰属するものとします。 ・応募に要する経費は、応募者の負担とします。 ・応募作品の著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった場合は、費用負担を含め応募者が対応するものとします。採用後も募集要項違反が認められた場合は採用を取り消すこともあり、違反作品による損害は応募者が対応するものとします。 ・応募いただいた時点で募集要項に同意したものとみなします。また、未成年(18歳未満)の方は事前に保護者の同意を得るものとし、未成年の方が応募された場合は、保護者の同意を得ているものとみなします。 ・個人情報については本募集に関する目的以外には使用しません。	・応募は1人何点でも応募が可能です。 ・最優秀作品の応募者には直接ご連絡するとともに、市広報、ホームページ、開校準備委員会だより等に氏名等を掲載します。 ・校章の応募及び選定によって発生する著作権等一切の権利は、加西市教育委員会に帰属するものとします。 ・応募作品の返却はいたしません。 ・応募に要する経費は、応募者の負担とします。 ・応募者の著作権などについて、第三者から異議申し立て、苦情などがあった場合は、費用負担なども含め、応募者が対応するものとします。 採用後でも、作品の類似、盗作または応募に関する違反が認められた場合、採用を取り消すこともあり、違反作品の損害についても、応募者が対応するものとします。 ・最優秀作品を統合中学校開校準備委員会または加西市教育委員会において、一部補作・修正する場合があります。 ・氏名・住所・電話番号等の個人情報は、今回の募集目的以外には使用しません。

自治体名	豊 前 市	多 知 市	中 野 市	加 西 市
選考方法	・応募いただいたデザイン及びその理由等を参考にし、豊前市再編成準備協議会において最優秀作品 1 点、優秀作品 5 点以内を選定する ・最優秀作品のみ公表する ・入選者のみ個別に結果通知を行い、本人の了承のもと氏名を公表する	（第 1 次選定） ・第 1 次選定では、総務部会において、応募のあった作品の中から約 1 0 作品を選定する。 （第 2 次選定） ・第 2 次選定では、総務部会において、第 1 次選定で選定された約 1 0 作品の中から約 5 作品を選定する。 ・総務部会で選定した約 5 作品を優秀作品とし、開校準備委員会に報告する。 （最終選定） ・最終選定では、開校準備委員会において、第 2 次選定で選定された優秀作品約 5 作品の中から 1 作品を選定する。 ・委員は、優秀作品約 5 作品の中から、選定基準に合う 1 作品に投票し、過半数の票を得た作品を多可中学校の校章デザイン（候補）とする。 ・過半数を得た作品がない場合は、得票数の多い上位 2 作品を対象に再度投票を行う。	（第 1 次審査） 応募デザインの中から、第 1 次審査員全員の投票により、上位 3 点を 選定する。 なお、選定された 3 点については、整形・補作を行った後、第 2 次審査に付すこととする。 （第 2 次審査） 第 1 審査により選定された 3 点のデザインの中から、第 2 次審査員により 1 点を選定する。	（一次選定） ・開校準備委員会において、応募のあった作品の中から 5 作品程度を選定する。 （二次選定） ・一次選定で選定された 5 作品程度の中から 1 作品を選定する。 ・委員は、5 作品程度の中から、選定基準に合う最もふさわしいと思う 1 作品に投票し、過半数を得た作品を統合中学校の校章デザイン（候補）とする。 ・過半数を得た作品がない場合は、得票数の上位 2 作品を対象に再度投票を行う。